

## 尼崎市障害者移動支援事業実施要綱

(平成27年7月1日改正後全文)

### (目的)

第1条 この事業は、屋外での移動が困難な障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

### (事業内容)

第2条 外出の際に支援を必要とする障害者等に個別に、見守り、誘導、身体的介助等の支援（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出に係るもの）を除く）で、原則として1日の範囲内で用務を終えるもの。（以下「移動支援サービス」という。）

### (指定事業者の登録)

第3条 前条に掲げる事業を運営するために指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第36条第1項に定める指定障害福祉サービス事業者であって、居宅介護事業者の指定を受けている者又は尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービス事業者の登録に関する規則（平成18年尼崎市規則第23号。）第4条第1項に定める基準該当障害福祉サービス事業者であって、基準該当居宅介護事業者の指定を受けている者でなければならない。

2 申請者は、指定登録申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の定款

(2) 従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表

(3) 事業所の平面図

(4) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(5) 第2種社会福祉事業を実施できることを証明する書類

(6) 従業者であることを証明する身分証明書のコピー

(7) 管理者の経歴書

(8) 運営規程

(9) 従業者の資格を証明するもの

(10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、法第36条に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定に準じて、申請者の事業実施能力を十分審査して、指定が適当と認める場合につき指定登録通知書を交付するものとする。

4 指定登録を受けたもの（以下「指定事業者」という。）が、第2項の規定に関する書類の記載内容に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、10日以内に、その旨を市長に届け出るものとする。

5 指定事業者は、事業の運営を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市長に届け出るものとする。

### (指定の更新)

第4条 前条の指定事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の

経過によって、それらの効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下、この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間満了の日の翌日から起算するものとする。

（指定事業者の基準）

第5条 指定事業者は、当該指定に係るサービス事業所ごとに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び尼崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年尼崎市条例第50号）（以下「基準省令等」という。）で定める指定居宅介護事業者の基準に準じて、当該移動支援サービスに従事する従業者を有しなければならない。なお、移動支援サービスの提供に従事するものは、別表1に該当する者でなければならない。

- 2 指定事業者は、基準省令等で定める指定居宅介護事業者の基準に準じて、移動支援サービスを提供しなければならない。

（指定事業者の責務）

第6条 指定事業者は、移動支援サービスの開始に際して、あらかじめこの事業の利用の決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、利用者等の支援の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、この事業の利用の開始について利用者等の同意を得て、利用の契約を締結するものとする。

（報告及び調査等）

第7条 市長は移動支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、利用者等、利用者等の配偶者若しくは利用者等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他物件の提出若しくは提示を命じ、又は担当職員に質問させることができる。

- 2 市長は移動支援サービスの実施等に関して必要があると認めるときは、移動支援サービス等を行った者に対し、その行った移動支援サービスの実施等に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定事業者若しくは指定事業者の従業者若しくは指定事業者であった者等に対し出頭を求め、又は担当職員に關係者に対して質問させ、若しくは指定事業者の当該指定に係るサービス事業所に立ち入り、その設備若しくはその他の物件を検査させることができる。

- 3 前項において、指定事業者に移動支援サービスの実施等に関して適当でないと認める部分があるときは、当該指定事業者に対して改善指導を行うことができる。

- 4 第2項の規定による質問を行う場合においては、担当職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（登録の取消し）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定事業者の登録を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 指定事業者が、法第50条に基づき指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止されたとき
- (2) 指定事業者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成18年尼崎市規則第23号）第10条に基づき基準該当障害福祉サービス事業者の登録を取消されたとき
- (3) 指定事業者が、移動支援サービスに関し、不正又は著しく不当な行為をしたとき
- (4) 前条第3項の規定に基づく改善指導に従わないとき

(利用対象者)

第9条 この事業の対象となる者（以下「利用対象者」という。）は、法第5条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護及び同条第9項に規定する重度障害者等包括支援の障害福祉サービスの支給決定を受けていない障害支援区分1以上の判定を受けた者又はこれに相当する者（児童の場合は保護者が付き添えない場合に限る。）で、次に掲げるものとする。ただし、利用対象者であっても障害福祉サービスの利用状況によっては認められない場合もある。

- (1) 肢体障害者（児） 移動に制限がある肢体不自由者（児）であって、両上肢及び両下肢の機能障害を有する者又はこれに準ずる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は「一部介助」である者。
- (2) 視覚障害者（児） 移動に著しい制限がある視覚障害者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者。
- (3) 知的障害者（児） 尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者。
- (4) 精神障害者（児） 尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」、「一部介助」又は「見守り等」である者。
- (5) 難病患者（児） 対象疾病（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）による両上肢及び両下肢の機能障害を有し、屋外での移動に歩行が困難であること等が医師の診断書（様式1号）で確認できる者で、尼崎市自立支援認定調査票において移動が「全介助」又は「一部介助」である者。

2 地域において指定行動援護事業者が少ないなど、行動援護の支給決定を受けた者が指定行動援護事業者のみでサービスの提供を受けることが困難な場合は、前項の規定に問わらず、利用対象者とすることができます。

(移動支援の種類)

第10条 移動支援の種類は、「移動支援（身体介護を伴う）」と「移動支援（身体介護を伴わない）」とし、「移動支援（身体介護を伴う）」の対象者の決定基準は、別表3のとおりとする。

2 別表3において、用語の定義は次のとおりとする。

(1) 児童

18歳未満の者

(2) 中学生

12歳到達後の最初の3月31日を超えて、15歳到達後の最初の3月31日までの間に

ある者

(3) 小学生

6歳到達後の最初の3月31日を超えて、12歳到達後の最初の3月31日までの間にあ  
る者

(申請)

第11条 この事業を利用しようとする利用者等は、「介護給付費 訓練等給付費 特定障  
害者特別給付費 移動支援 日中一時支援）支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請  
書」（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。なお、難病患者は別  
紙様式1号の診断書を申請書に添付しなければならない。

(利用決定)

第12条 市長は、前条の申請があった場合は、尼崎市自立支援認定調査票に基づき調査を行  
い、利用の要否を決定し、利用決定通知書又は、利用却下通知書により利用者等に通知す  
るものとする。

2 市長は、この事業の利用を決定した場合は、障害福祉サービス受給者証兼地域生活支援  
事業受給者証（以下「受給者証」という。）を利用者等に交付するものとする。

(変更申請)

第13条 前条の規定により決定された内容について利用者等が変更しようとするときは、利用  
変更申請書を市長に提出するものとする。

(変更通知)

第14条 市長は、前条の規定による申請を受理した場合は、その要否について変更決定通知  
書により通知するものとする。

(資格喪失)

第15条 第12条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合において、この利用資格  
を喪失する。

- (1) 利用決定に係る障害者等が、死亡したとき。
- (2) 利用決定に係る障害者等が、有効期間内において本市に住所を有しなくなったとき。（但  
し、居住地特例による住所変更を除く。）
- (3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。
- (4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をしたとき。
- (5) 利用者等が自らこの利用資格の喪失を届け出たとき。
- (6) 利用決定に係る障害者が、この事業を利用する必要がなくなったと市長が認めるとき。

(受給者証の再交付の申請)

第16条 受給者証を紛失又は破損した場合は、受給者証再交付申請書により再交付を申請する  
ものとする。

(給付費の支給)

第17条 市長はこの事業の利用者等に対し、利用決定の有効期間内において、指定事業者  
から移動支援サービスを受けたとき（利用決定を受けた支給量の範囲内に限る）は、その  
要した費用について、移動支援サービス給付費（以下「給付費」という。）を支給する。

2 市長は、利用者等が指定事業者から移動支援サービスを受けたときは、当該利用者等  
が当該指定事業者に支払うべき当該移動支援サービスに要した費用について、給付費と

して当該利用者等に支給すべき額の限度において、当該利用者等に代わり、当該指定事業者に支払うこと（以下「代理受領」という。）ができる。

3 給付費の額は、一月につき、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第10条の移動支援の種類に基づいた別表2の単価により算定した費用

(2) 第19条に規定する利用者負担上限月額（当該利用者負担上限月額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

(代理受領)

第18条 前条の規定により代理受領を行う指定事業者は、請求書に提供実績記録票を添えて、市長に給付費の請求をするものとする。

2 給付費の支給は、指定事業者から利用実績があった日の属する月の翌月10日（その日が尼崎市の休日の場合はその前の日）までに請求がなされた分について、利用実績があった日の属する月の翌々月末日までに行うものとする。

(利用者負担上限月額)

第19条 利用者負担額の上限月額は次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 利用対象者が生活保護世帯に属する場合 0円

(2) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、利用対象者の年収（利用対象者が18歳未満の場合にあってはその保護者の年収）が80万円以下の場合 0円

(3) 利用対象者の属する世帯が市町村民税非課税世帯であって、前号に掲げる以外の場合 0円

(4) 利用対象者（18歳以上の場合に限る。）の属する世帯が市町村民税課税世帯であつて、課税されている所得割の額が16万円未満の場合 9,300円

(5) 利用対象者（18歳未満の場合に限る。）の属する世帯が市町村民税課税世帯であつて、課税されている所得割の額が28万円未満の場合 4,600円

(6) 前5号に掲げる以外の場合 37,200円

2 前項各号において世帯とは、利用対象者が18歳以上の場合にあっては利用対象者及びその配偶者、利用対象者が18歳以下の場合にあっては利用対象者の属する世帯全員とする。

(利用者負担上限月額の特例)

第20条 前条第1項第4号から第6号に掲げる区分に該当する利用対象者が、法第28条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費若しくは尼崎市障害者日中一時支援事業実施要綱第17条に規定する給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受ける者である場合は、前条に規定する利用者負担上限月額（以下「上限月額」という。）に当該月分の介護給付費等の給付費に係る利用者負担額を加えた額の合計が上限月額を超えることのないように、上限月額を減ずるものとする。

(不正利得の徴収)

第21条 市長は、偽りその他不正の手段により給付費を受けた者があるときは、その者から、その給付費の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2 市長は指定事業者が、偽りその他不正の行為により給付費の支給を受けたときは、当該事業

者等に対し、その支払った額につき返還させることができる。

(資料の提供等)

第22条 市長は移動支援サービスに関する都道府県等が行う調査等に関して必要があると認められるときは、当該事業に関する情報提供、連携を行うことができる。また、市長が必要と認める場合には、都道府県等関係機関に協力依頼、助言等を求めることができる。

(補則)

第23条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(事業者の指定に係る経過措置)

2 平成18年9月末日までに本市を営業区域に含む指定障害福祉サービス事業者又は基準該当障害福祉サービス事業者として外出介護事業所の登録を行っている事業者については、第3条第1項及び同条第2項の規定にかかわらず、移動支援登録申請書及び指定登録通知書（基準該当は除く）を提出することにより、指定事業者として登録したものとみなす。なお、本市で外出介護の支給決定を受けた利用者に現に外出介護のサービスを提供している指定障害福祉サービス事業者についても同様とする。

(移動支援の支給決定に係る経過措置)

3 平成18年9月末日までに外出介護の支給決定を受けているものにあっては、第8条及び第9条の規定にかかわらず利用対象者とし、そのうち「身体介護を伴う」とされている者については「移動支援（身体介護を伴う）」、それ以外の者については「移動支援（身体介護を伴わない）」の支給決定を受けたものとみなす。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(利用者負担上限月額の取扱いについて)

2 改正後の利用者負担上限月額については、本要綱施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成19年8月30日から実施する。

附 則

(施行の期日)

1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

(利用者負担上限月額の取扱いについて)

2 改正後の利用者負担上限月額については、本要綱施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

附 則

(施行の期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行の期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行の期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

##### (利用者負担上限月額の取扱いについて)

2 改正後の利用者負担上限月額については、本要綱施行日以後の利用に係る利用者負担額に対して適用し、施行日前の利用分については、なお従前の例によるものとする。

#### 附 則

##### (施行の期日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行の期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第10条に係る改正については、平成24年7月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行の期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行の期日)

この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

#### 附 則

##### (施行の期日)

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

##### (移動支援の支給決定に係る経過措置)

2 第9条及び第10条に規定する尼崎市自立支援認定調査票の「全介助」「一部介助」「見守り等」に係る基準並びに別表3に掲げる調査項目等に係る点数の基準については、引き続き、「認定調査票記入の手引き」（平成18年3月17日付障企発第0317001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知）及び「調査員マニュアル」（平成18年3月17日付事務連絡厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）の例によるものとする。

#### 附 則

##### (施行の期日)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

#### 附 則

##### (施行の期日)

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

別表1

	肢体障害	視覚障害	知的障害	精神障害	難病患者
① 介護福祉士	○	△	○	○	○
② 居宅介護従業者養成研修課程修了者※1	○	△	○	○	○
③ 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者※1	○	×	×	×	○
④ 行動援護従業者養成研修課程修了者※1	×	×	○	○	×
⑤ 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する政令で定める者	○	△	○	○	○
⑥ 視覚障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	○	○	×	×	×
⑦ 全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	○	×	×	×	△
⑧ 知的障害者外出介護従業者養成研修課程修了者	○	×	○	○	×
⑨ 日常生活支援従業者養成研修課程修了者	○	×	×	×	△
⑩ 介護職員基礎研修課程修了者	○	△	○	○	○
⑪ 実務者研修課程、居宅介護職員初任者研修課程修了者	○	△	○	○	○
⑫ 難病患者等ホームヘルパー養成研修修了者	×	×	×	×	○
⑬ 同行援護従業者養成研修課程修了者	×	○	×	×	×

※1…都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものを含む

○…可 △…一部可 ×…不可  
△については、利用者等の同意があつたときのみ従事可

別表2

種類	項目	略称	算定項目	算定単位数	県内各地域の算定単位額(1円未満切捨で)					算定単位
					1特別区	2特用地	3甲地	4乙地	5丙地	
16	2111	移動身体介護日中0.5H	30分未満	82	879	869	849	834	820	回
16	2112	移動身体介護日中1H	30分以上1時間未満	164	1,758	1,738	1,699	1,669	1,640	回
16	2113	移動身体介護日中1.5H	1時間以上1時間30分未満	246	2,637	2,607	2,548	2,504	2,460	回
16	2114	移動身体介護日中2H	1時間30分以上2時間未満	328	3,516	3,476	3,398	3,339	3,280	回
16	2115	移動身体介護日中2.5H	2時間以上2時間30分未満	410	4,395	4,346	4,247	4,173	4,100	回
16	2116	移動身体介護日中3H	2時間30分以上3時間未満	492	5,274	5,215	5,097	5,008	4,920	回
16	2117	移動身体介護日中3.5H	3時間以上3時間30分未満	574	6,153	6,084	5,946	5,843	5,740	回
16	2118	移動身体介護日中4H	3時間30分以上4時間未満	656	7,032	6,953	6,796	6,678	6,560	回
16	2119	移動身体介護日中1.5H	4時間以上4時間30分未満	738	7,911	7,822	7,645	7,512	7,380	回
16	2120	移動身体介護日中5H	4時間30分以上5時間未満	820	8,790	8,692	8,495	8,347	8,200	回
16	2121	移動身体介護日中6.5H	5時間以上5時間30分未満	902	9,669	9,561	9,344	9,182	9,020	回
16	2122	移動身体介護日中6H	5時間30分以上6時間未満	984	10,548	10,430	10,194	10,017	9,840	回
16	2123	移動身体介護日中6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,066	11,427	11,299	11,043	10,851	10,660	回
16	2124	移動身体介護日中7H	6時間30分以上7時間未満	1,148	12,306	12,168	11,933	11,886	11,480	回
16	2125	移動身体介護日中7.5H	7時間以上7時間30分未満	1,230	13,185	13,038	12,742	12,521	12,300	回
16	2126	移動身体介護日中8H	7時間30分以上8時間未満	1,312	14,064	13,907	13,592	13,356	13,120	回
16	2127	移動身体介護日中8.5H	8時間以上8時間30分未満	1,394	14,943	14,776	14,441	14,190	13,940	回
16	2128	移動身体介護日中9H	8時間30分以上9時間未満	1,476	15,822	15,645	15,291	15,025	14,760	回
16	2129	移動身体介護日中9.5H	9時間以上9時間30分未満	1,558	16,701	16,514	16,140	15,860	15,580	回
16	2130	移動身体介護日中10H	9時間30分以上10時間未満	1,640	17,580	17,384	16,990	16,695	16,400	回
16	2131	移動身体介護日中10.5H	10時間以上10時間30分未満	1,722	18,459	18,253	17,839	17,529	17,220	回
16	2211	移動身体介護夜間早朝0.5H	30分未満	103	1,104	1,091	1,067	1,048	1,030	回
16	2212	移動身体介護夜間早朝1H	30分以上1時間未満	205	2,197	2,173	2,123	2,086	2,050	回
16	2213	移動身体介護夜間早朝1.5H	1時間以上1時間30分未満	308	3,301	3,264	3,190	3,135	3,080	回
16	2214	移動身体介護夜間早朝2H	1時間30分以上2時間未満	410	4,395	4,346	4,247	4,173	4,100	回
16	2215	移動身体介護夜間早朝2.5H	2時間以上2時間30分未満	513	5,499	5,437	5,314	5,222	5,130	回
16	2216	移動身体介護夜間早朝3H	2時間30分以上3時間未満	615	6,592	6,519	6,371	6,260	6,150	回
16	2217	移動身体介護夜間早朝3.5H	3時間以上3時間30分未満	718	7,696	7,610	7,438	7,309	7,180	回
16	2218	移動身体介護夜間早朝4H	3時間30分以上4時間未満	820	8,790	8,592	8,495	8,347	8,200	回
16	2219	移動身体介護夜間早朝4.5H	4時間以上4時間30分未満	923	9,894	9,783	9,562	9,396	9,230	回
16	2220	移動身体介護夜間早朝5H	4時間30分以上5時間未満	1,025	10,988	10,865	10,619	10,434	10,250	回
16	2221	移動身体介護夜間早朝5.5H	5時間以上5時間30分未満	1,128	12,092	11,956	11,886	11,483	11,280	回
16	2222	移動身体介護夜間早朝6H	5時間30分以上6時間未満	1,230	13,185	13,038	12,742	12,521	12,300	回
16	2223	移動身体介護夜間早朝6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,333	14,289	14,129	13,809	13,569	13,330	回
16	2311	移動身体介護深夜0.5H	30分未満	123	1,318	1,303	1,274	1,252	1,230	回
16	2312	移動身体介護深夜1H	30分以上1時間未満	246	2,637	2,607	2,548	2,504	2,460	回
16	2313	移動身体介護深夜1.5H	1時間以上1時間30分未満	369	3,955	3,911	3,822	3,756	3,690	回
16	2314	移動身体介護深夜2H	1時間30分以上2時間未満	492	5,274	5,215	5,097	5,008	4,920	回
16	2315	移動身体介護深夜2.5H	2時間以上2時間30分未満	615	6,592	6,519	6,371	6,260	6,150	回
16	2316	移動身体介護深夜3H	2時間30分以上3時間未満	738	7,911	7,822	7,645	7,512	7,380	回
16	2317	移動身体介護深夜3.5H	3時間以上3時間30分未満	861	9,229	9,126	8,919	8,764	8,610	回
16	2318	移動身体介護深夜4H	3時間30分以上4時間未満	984	10,546	10,430	10,194	10,017	9,840	回
16	2319	移動身体介護深夜4.5H	4時間以上4時間30分未満	1,107	11,867	11,734	11,468	11,269	11,070	回
16	2320	移動身体介護深夜5H	4時間30分以上5時間未満	1,230	13,185	13,038	12,742	12,521	12,300	回
16	2321	移動身体介護深夜5.5H	5時間以上5時間30分未満	1,353	14,504	14,341	14,017	13,773	13,530	回
16	2322	移動身体介護深夜6H	5時間30分以上6時間未満	1,476	15,822	15,645	15,291	15,025	14,760	回
16	2323	移動身体介護深夜6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,599	17,141	16,949	16,565	16,277	15,990	回
16	2324	移動身体介護深夜7H	6時間30分以上7時間未満	1,722	18,459	18,253	17,839	17,529	17,220	回
16	2325	移動身体介護深夜7.5H	7時間以上7時間30分未満	1,845	19,778	19,557	19,114	18,782	18,450	回
16	2326	移動身体介護深夜8H	7時間30分以上8時間未満	1,968	21,096	20,860	20,388	20,034	19,680	回
16	2327	移動身体介護深夜8.5H	8時間以上8時間30分未満	2,091	22,415	22,164	21,662	21,286	20,910	回
16	2151	移動身体介護日中二人0.5H	30分未満	82	879	869	849	834	820	回
16	2152	移動身体介護日中二人1H	30分以上1時間未満	164	1,758	1,738	1,699	1,669	1,640	回
16	2153	移動身体介護日中二人1.5H	1時間以上1時間30分未満	246	2,637	2,607	2,548	2,504	2,460	回
16	2154	移動身体介護日中二人2H	1時間30分以上2時間未満	328	3,516	3,476	3,398	3,339	3,280	回
16	2155	移動身体介護日中二人2.5H	2時間以上2時間30分未満	410	4,395	4,346	4,247	4,173	4,100	回
16	2156	移動身体介護日中二人3H	2時間30分以上3時間未満	492	5,274	5,215	5,097	5,008	4,920	回
16	2157	移動身体介護日中二人3.5H	3時間以上3時間30分未満	574	6,153	6,084	5,946	5,843	5,740	回
16	2158	移動身体介護日中二人4H	3時間30分以上4時間未満	656	7,032	6,953	6,796	6,678	6,560	回
16	2159	移動身体介護日中二人4.5H	4時間以上4時間30分未満	738	7,911	7,822	7,645	7,512	7,380	回
16	2160	移動身体介護日中二人5H	4時間30分以上5時間未満	820	8,790	8,692	8,495	8,347	8,200	回
16	2161	移動身体介護日中二人5.5H	5時間以上5時間30分未満	902	9,669	9,561	9,344	9,182	9,020	回
16	2162	移動身体介護日中二人6H	5時間30分以上6時間未満	984	10,546	10,430	10,194	10,017	9,840	回
16	2163	移動身体介護日中二人6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,066	11,427	11,299	11,043	10,851	10,660	回
16	2164	移動身体介護日中二人7H	6時間30分以上7時間未満	1,148	12,306	12,168	11,893	11,686	11,480	回
16	2165	移動身体介護日中二人7.5H	7時間以上7時間30分未満	1,230	13,185	13,038	12,742	12,521	12,300	回
16	2166	移動身体介護日中二人8H	7時間30分以上8時間未満	1,312	14,064	13,907	13,592	13,356	13,120	回
16	2167	移動身体介護日中二人8.5H	8時間以上8時間30分未満	1,394	14,943	14,776	14,441	14,190	13,940	回
16	2168	移動身体介護日中二人9H	8時間30分以上9時間未満	1,476	15,822	15,645	15,291	15,025	14,760	回
16	2169	移動身体介護日中二人9.5H	9時間以上9時間30分未満	1,558	16,701	16,514	16,140	15,860	15,580	回
16	2170	移動身体介護日中二人10H	9時間30分以上10時間未満	1,640	17,580	17,384	16,990	16,695	16,400	回
16	2171	移動身体介護日中二人10.5H	10時間以上10時間30分未満	1,722	18,459	18,253	17,839	17,529	17,220	回

別表2

種類	項目	略称	算定項目	算定単位数	県内各地域の算定単位額(1円未満切捨て)					算定単位
					1 特別区	2 特甲地	3 甲地	4 乙地	5 丙地	
16	2251	移動身体介護夜間早朝二人.5H	30分未満	103	1,104	1,091	1,067	1,048	1,030	回
16	2252	移動身体介護夜間早朝二人1H	30分以上1時間未満	205	2,197	2,173	2,123	2,086	2,050	回
16	2253	移動身体介護夜間早朝二人1.5H	1時間以上1時間30分未満	308	3,301	3,264	3,190	3,135	3,080	回
16	2254	移動身体介護夜間早朝二人2H	1時間30分以上2時間未満	410	4,395	4,346	4,247	4,173	4,100	回
16	2255	移動身体介護夜間早朝二人2.5H	2時間以上2時間30分未満	513	5,499	5,437	5,314	5,222	5,130	回
16	2256	移動身体介護夜間早朝二人3H	2時間30分以上3時間未満	615	6,592	6,519	6,371	6,260	6,150	回
16	2257	移動身体介護夜間早朝二人3.5H	3時間以上3時間30分未満	718	7,696	7,610	7,438	7,309	7,180	回
16	2258	移動身体介護夜間早朝二人4H	3時間30分以上4時間未満	820	8,790	8,692	8,495	8,347	8,200	回
16	2259	移動身体介護夜間早朝二人1.5H	4時間以上4時間30分未満	923	9,894	9,783	9,562	9,396	9,230	回
16	2260	移動身体介護夜間早朝二人5H	4時間30分以上5時間未満	1,025	10,988	10,865	10,619	10,434	10,250	回
16	2261	移動身体介護夜間早朝二人5.5H	5時間以上5時間30分未満	1,128	12,092	11,956	11,686	11,483	11,280	回
16	2262	移動身体介護夜間早朝一人6H	5時間30分以上6時間未満	1,230	13,185	13,038	12,742	12,521	12,300	回
16	2263	移動身体介護夜間早朝二人6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,333	14,289	14,129	13,809	13,569	13,330	回
16	2351	移動身体介護深夜二人0.5H	30分未満	123	1,318	1,303	1,274	1,252	1,230	回
16	2352	移動身体介護深夜二人1H	30分以上1時間未満	246	2,637	2,607	2,548	2,504	2,460	[回]
16	2353	移動身体介護深夜二人1.5H	1時間以上1時間30分未満	369	3,955	3,911	3,822	3,756	3,690	回
16	2354	移動身体介護深夜二人2H	1時間30分以上2時間未満	492	5,274	5,215	5,097	5,008	4,920	回
16	2355	移動身体介護深夜二人2.5H	2時間以上2時間30分未満	615	6,592	6,519	6,371	6,260	6,150	回
16	2356	移動身体介護深夜二人3H	2時間30分以上3時間未満	738	7,911	7,822	7,645	7,512	7,380	回
16	2357	移動身体介護深夜二人3.5H	3時間以上3時間30分未満	861	9,229	9,126	8,919	8,764	8,610	回
16	2358	移動身体介護深夜二人4H	3時間30分以上4時間未満	984	10,548	10,430	10,194	10,017	9,840	回
16	2359	移動身体介護深夜二人4.5H	4時間以上4時間30分未満	1,107	11,867	11,734	11,468	11,269	11,070	回
16	2360	移動身体介護深夜二人5H	4時間30分以上5時間未満	1,230	13,185	13,038	12,742	12,521	12,300	回
16	2361	移動身体介護深夜二人5.5H	5時間以上5時間30分未満	1,353	14,504	14,341	14,017	13,773	13,530	回
16	2362	移動身体介護深夜二人6H	5時間30分以上6時間未満	1,476	15,822	15,645	15,291	15,025	14,760	回
16	2363	移動身体介護深夜二人6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,599	17,141	16,949	16,565	16,277	15,990	回
16	2364	移動身体介護深夜二人7H	6時間30分以上7時間未満	1,722	18,459	18,253	17,839	17,529	17,220	回
16	2365	移動身体介護深夜二人7.5H	7時間以上7時間30分未満	1,845	19,778	19,557	19,114	18,782	18,450	回
16	2366	移動身体介護深夜二人8H	7時間30分以上8時間未満	1,968	21,096	20,860	20,388	20,034	19,680	回
16	2367	移動身体介護深夜二人8.5H	8時間以上8時間30分未満	2,091	22,415	22,164	21,662	21,286	20,910	回
16	2911	移動身体介護開日0.5		148	1,586	1,568	1,533	1,506	1,480	回
16	2912	移動身体介護開夜早0.5		185	1,983	1,961	1,916	1,883	1,850	回
16	2913	移動身体介護開深0.5		222	2,379	2,353	2,299	2,259	2,220	回
16	2914	移動身体介護開日1.0		236	2,529	2,501	2,444	2,402	2,360	回
16	2915	移動身体介護開夜早1.0		295	3,162	3,127	3,056	3,003	2,950	回
16	2916	移動身体介護開深1.0		354	3,794	3,752	3,667	3,603	3,540	回
16	2917	移動身体介護開日1.5		334	3,580	3,540	3,460	3,400	3,340	回
16	2918	移動身体介護開夜早1.5		417	4,470	4,420	4,320	4,245	4,170	回
16	2919	移動身体介護開深1.5		501	5,370	5,310	5,190	5,100	5,010	回
16	2920	移動身体介護開日0.5夜早0.5		258	2,765	2,734	2,672	2,626	2,580	回
16	2921	移動身体介護開夜早0.5日0.5		273	2,926	2,893	2,828	2,779	2,730	回
16	2922	移動身体介護開夜早0.5深0.5		317	3,398	3,360	3,284	3,227	3,170	回
16	2923	移動身体介護開深0.5夜0.5		332	3,559	3,519	3,439	3,379	3,320	回
16	2924	移動身体介護開日1夜早0.5		358	3,837	3,794	3,708	3,644	3,580	回
16	2925	移動身体介護開夜早0.5日1		371	3,977	3,932	3,843	3,776	3,710	回
16	2926	移動身体介護開日0.5夜早1		381	4,084	4,038	3,947	3,878	3,810	回
16	2927	移動身体介護開夜早1日0.5		393	4,212	4,165	4,071	4,000	3,930	回
16	2928	移動身体介護開夜早1深0.5		442	4,738	4,685	4,579	4,499	4,420	回
16	2929	移動身体介護開深0.5夜早1.0		455	4,877	4,823	4,719	4,631	4,550	回
16	2930	移動身体介護開夜早0.5深1.0		464	4,974	4,918	4,807	4,723	4,640	回
16	2931	移動身体介護開深1.0夜早0.5		476	5,102	5,045	4,931	4,845	4,760	回
16	2951	移動身体介護開人日0.5		148	1,586	1,568	1,533	1,506	1,480	回
16	2952	移動身体介護開二人夜早0.5		185	1,983	1,961	1,916	1,883	1,850	回
16	2953	移動身体介護開二人深0.5		222	2,379	2,353	2,299	2,259	2,220	回
16	2954	移動身体介護開二人日1.0		236	2,529	2,501	2,444	2,402	2,360	回
16	2955	移動身体介護開二人夜早1.0		295	3,162	3,127	3,056	3,003	2,950	回
16	2956	移動身体介護開二人深1.0		354	3,794	3,752	3,667	3,603	3,540	回
16	2957	移動身体介護開二人日1.5		334	3,580	3,540	3,460	3,400	3,340	回
16	2958	移動身体介護開二人夜早1.5		417	4,470	4,420	4,320	4,245	4,170	回
16	2959	移動身体介護開二人深1.5		501	5,370	5,310	5,190	5,100	5,010	回
16	2960	移動身体介護開二日0.5夜早0.5		258	2,765	2,734	2,672	2,626	2,580	回
16	2961	移動身体介護開二人夜早0.5日0.5		273	2,926	2,893	2,828	2,779	2,730	回
16	2962	移動身体介護開二人夜早0.5深0.5		317	3,396	3,360	3,284	3,227	3,170	回
16	2963	移動身体介護開二人深0.5夜早0.5		332	3,559	3,519	3,439	3,379	3,320	回
16	2964	移動身体介護開二人日1夜早0.5		358	3,837	3,794	3,708	3,644	3,580	回
16	2965	移動身体介護開二人夜早0.5日1		371	3,977	3,932	3,843	3,776	3,710	回
16	2966	移動身体介護開二人口0.5夜早1		381	4,084	4,038	3,947	3,878	3,810	回
16	2967	移動身体介護開二人夜早1日0.5		393	4,212	4,165	4,071	4,000	3,930	回
16	2968	移動身体介護開二人夜早1深0.5		442	4,738	4,685	4,579	4,499	4,420	回
16	2969	移動身体介護開二人深0.5夜早1.0		455	4,877	4,823	4,719	4,631	4,550	回
16	2970	移動身体介護開二人夜早0.5深1.0		464	4,974	4,918	4,807	4,723	4,640	回
16	2971	移動身体介護開二人深1.0夜早0.5		476	5,102	5,045	4,931	4,845	4,760	回

別表2

種類	項目	略称	算定項目	算定単位数	県内各地域の算定単位額(1円未満切捨て)					算定単位
					1特別区	2 横浜市	3 甲地	4 乙地	5 丙地	
16	1111	移動基本日中0.5H	30分未満	75	804	795	777	763	750	回
16	1112	移動基本日中1H	30分以上1時間未満	150	1,608	1,590	1,554	1,527	1,500	回
16	1113	移動基本日中1.5H	1時間以上1時間30分未満	225	2,412	2,385	2,331	2,290	2,250	回
16	1114	移動基本日中2H	1時間30分以上2時間未満	300	3,216	3,180	3,108	3,054	3,000	回
16	1115	移動基本日中2.5H	2時間以上2時間30分未満	375	4,020	3,975	3,885	3,817	3,750	回
16	1116	移動基本日中3H	2時間30分以上3時間未満	450	4,824	4,770	4,662	4,581	4,500	回
16	1117	移動基本日中3.5H	3時間以上3時間30分未満	525	5,628	5,565	5,439	5,344	5,250	回
16	1118	移動基本日中4H	3時間30分以上4時間未満	600	6,432	6,360	6,216	6,108	6,000	回
16	1119	移動基本日中4.5H	4時間以上4時間30分未満	675	7,236	7,155	6,993	6,871	6,750	回
16	1120	移動基本日中5H	4時間30分以上5時間未満	750	8,040	7,950	7,770	7,635	7,500	回
16	1121	移動基本日中5.5H	5時間以上5時間30分未満	825	8,844	8,745	8,547	8,398	8,250	回
16	1122	移動基本日中6H	5時間30分以上6時間未満	900	9,648	9,540	9,324	9,162	9,000	回
16	1123	移動基本日中6.5H	6時間以上6時間30分未満	975	10,452	10,335	10,101	9,925	9,750	回
16	1124	移動基本日中7H	6時間30分以上7時間未満	1,050	11,256	11,130	10,878	10,689	10,500	回
16	1125	移動基本日中7.5H	7時間以上7時間30分未満	1,125	12,060	11,925	11,655	11,452	11,250	回
16	1126	移動基本日中8H	7時間30分以上8時間未満	1,200	12,864	12,720	12,432	12,216	12,000	回
16	1127	移動基本日中8.5H	8時間以上8時間30分未満	1,275	13,668	13,515	13,209	12,979	12,750	回
16	1128	移動基本日中9H	8時間30分以上9時間未満	1,350	14,472	14,310	13,986	13,743	13,500	回
16	1129	移動基本日中9.5H	9時間以上9時間30分未満	1,425	15,276	15,105	14,763	14,506	14,250	回
16	1130	移動基本日中10H	9時間30分以上10時間未満	1,500	16,080	15,900	15,540	15,270	15,000	回
16	1131	移動基本日中10.5H	10時間以上10時間30分未満	1,575	16,884	16,695	16,317	16,033	15,750	回
16	1211	移動基本夜間早朝0.5H	30分未満	94	1,007	996	973	956	940	回
16	1212	移動基本夜間早朝1H	30分以上1時間未満	188	2,015	1,992	1,947	1,913	1,880	回
16	1213	移動基本夜間早朝1.5H	1時間以上1時間30分未満	281	3,012	2,978	2,911	2,860	2,810	回
16	1214	移動基本夜間早朝2H	1時間30分以上2時間未満	375	4,020	3,975	3,885	3,817	3,750	回
16	1215	移動基本夜間早朝2.5H	2時間以上2時間30分未満	469	5,027	4,971	4,858	4,774	4,690	回
16	1216	移動基本夜間早朝3H	2時間30分以上3時間未満	563	6,035	5,967	5,832	5,731	5,630	回
16	1217	移動基本夜間早朝3.5H	3時間以上3時間30分未満	656	7,032	6,953	6,796	6,678	6,560	回
16	1218	移動基本夜間早朝4H	3時間30分以上4時間未満	750	8,040	7,950	7,770	7,635	7,500	回
16	1219	移動基本夜間早朝4.5H	4時間以上4時間30分未満	844	9,047	8,946	8,743	8,591	8,440	回
16	1220	移動基本夜間早朝5H	4時間30分以上5時間未満	938	10,055	9,942	9,717	9,548	9,380	回
16	1221	移動基本夜間早朝5.5H	5時間以上5時間30分未満	1,031	11,052	10,928	10,681	10,495	10,310	回
16	1222	移動基本夜間早朝6H	5時間30分以上6時間未満	1,125	12,060	11,925	11,655	11,452	11,250	回
16	1223	移動基本夜間早朝6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,219	13,067	12,921	12,628	12,409	12,190	回
16	1311	移動基本深夜0.5H	30分未満	113	1,211	1,197	1,170	1,150	1,130	回
16	1312	移動基本深夜1H	30分以上1時間未満	225	2,412	2,385	2,331	2,290	2,250	回
16	1313	移動基本深夜1.5H	1時間以上1時間30分未満	338	3,623	3,582	3,501	3,440	3,380	回
16	1314	移動基本深夜2H	1時間30分以上2時間未満	450	4,824	4,770	4,662	4,581	4,500	回
16	1315	移動基本深夜2.5H	2時間以上2時間30分未満	563	6,035	5,967	5,832	5,731	5,630	回
16	1316	移動基本深夜3H	2時間30分以上3時間未満	675	7,236	7,155	6,993	6,871	6,750	回
16	1317	移動基本深夜3.5H	3時間以上3時間30分未満	788	8,447	8,352	8,163	8,021	7,880	回
16	1318	移動基本深夜4H	3時間30分以上4時間未満	900	9,648	9,540	9,324	9,162	9,000	回
16	1319	移動基本深夜4.5H	4時間以上4時間30分未満	1,013	10,859	10,737	10,494	10,312	10,130	回
16	1320	移動基本深夜5H	4時間30分以上5時間未満	1,125	12,060	11,925	11,655	11,452	11,250	回
16	1321	移動基本深夜5.5H	5時間以上5時間30分未満	1,238	13,271	13,122	12,825	12,602	12,380	回
16	1322	移動基本深夜6H	5時間30分以上6時間未満	1,350	14,472	14,310	13,986	13,743	13,500	回
16	1323	移動基本深夜6.5H	6時間以上6時間30分未満	1,463	15,683	15,507	15,156	14,893	14,630	回
16	1324	移動基本深夜7H	6時間30分以上7時間未満	1,575	16,884	16,695	16,317	16,033	15,750	回
16	1325	移動基本深夜7.5H	7時間以上7時間30分未満	1,688	18,095	17,892	17,487	17,183	16,880	回
16	1326	移動基本深夜8H	7時間30分以上8時間未満	1,800	19,296	19,080	18,648	18,324	18,000	回
16	1327	移動基本深夜8.5H	8時間以上8時間30分未満	1,913	20,507	20,277	19,818	19,474	19,130	回
16	1151	移動基本日中二人0.5H	30分未満	75	804	795	777	763	750	回
16	1152	移動基本日中二人1H	30分以上1時間未満	150	1,608	1,590	1,554	1,527	1,500	回
16	1153	移動基本日中二人1.5H	1時間以上1時間30分未満	225	2,412	2,385	2,331	2,290	2,250	回
16	1154	移動基本日中二人2H	1時間30分以上2時間未満	300	3,216	3,180	3,108	3,054	3,000	回
16	1155	移動基本日中二人2.5H	2時間以上2時間30分未満	375	4,020	3,975	3,865	3,817	3,750	回
16	1156	移動基本日中二人3H	2時間30分以上3時間未満	450	4,824	4,770	4,662	4,581	4,500	回
16	1157	移動基本日中二人3.5H	3時間以上3時間30分未満	525	5,628	5,565	5,439	5,344	5,250	回
16	1158	移動基本日中二人4H	3時間30分以上4時間未満	600	6,432	6,360	6,216	6,108	6,000	回
16	1159	移動基本日中二人4.5H	4時間以上4時間30分未満	675	7,236	7,155	6,993	6,871	6,750	回
16	1160	移動基本日中二人5H	4時間30分以上5時間未満	750	8,040	7,950	7,770	7,635	7,500	回
16	1161	移動基本日中二人5.5H	5時間以上5時間30分未満	825	8,844	8,745	8,547	8,398	8,250	回
16	1162	移動基本日中二人6H	5時間30分以上6時間未満	900	9,648	9,540	9,324	9,162	9,000	回
16	1163	移動基本日中二人6.5H	6時間以上6時間30分未満	975	10,452	10,335	10,101	9,925	9,750	回
16	1164	移動基本日中二人7H	6時間30分以上7時間未満	1,050	11,256	11,130	10,878	10,689	10,500	回
16	1165	移動基本日中二人7.5H	7時間以上7時間30分未満	1,125	12,060	11,925	11,655	11,452	11,250	回
16	1166	移動基本日中二人8H	7時間30分以上8時間未満	1,200	12,864	12,720	12,432	12,216	12,000	回
16	1167	移動基本日中二人8.5H	8時間以上8時間30分未満	1,275	13,668	13,515	13,209	12,979	12,750	回
16	1168	移動基本日中二人9H	8時間30分以上9時間未満	1,350	14,472	14,310	13,986	13,743	13,500	回
16	1169	移動基本日中二人9.5H	9時間以上9時間30分未満	1,425	15,276	15,105	14,763	14,506	14,250	回
16	1170	移動基本日中二人10H	9時間30分以上10時間未満	1,500	16,080	15,900	15,540	15,270	15,000	回
16	1171	移動基本日中二人10.5H	10時間以上10時間30分未満	1,575	16,884	16,695	16,317	16,033	15,750	回

別表2

別表 3

## 「移動支援（身体介護を伴う）」の対象者の決定基準

一 肢体不自由の場合	尼崎市自立支援認定調査票の「移動」が「全介助」又は「一部介助」											
	尼崎市自立支援認定調査票の「食事摂取(4-3)」、「排尿(4-5)」、「排便(4-6)」、「洗身(3-3)」並びに「移動(2-7)」のうち3つ以上が「全介助」又は「一部介助」である場合											
又は												
下表において「2点」（太枠内）に該当する項目が一つ以上ある場合												
調査項目等	0点		1点	2点								
本人独自の表現方法を用いた意思表示(6-3-イ)	意思表示できる		時々、独自の方法	常に独自の方法	意思表示できない							
言葉以外の手段を用いた説明理解(6-4-イ)	説明を理解できる		時々、言葉以外の方法	常に言葉以外の方法	説明を理解できない							
食べられないものを口に入れれる(7-ツ)	ない	時々ある	ある(週1回以上)	毎日								
多動又は行動の停止(7-ナ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日							
パニックや不安定な行動(7-ニ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日							
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為(7-ヌ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日							
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為(7-ネ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日							
他人に抱きついたり、断りもなくものを持ってくる(7-ノ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日							
環境の変化により突然的に通常と違う声を出す(7-ハ)	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回							
突然走っていないくなるような突然的行動(7-ヒ)	ない	希にある	週に1回以上	日に1回以上	日に頻回							
過食・反吐などの食事に関する行動(7-フ)	ない	希にある	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日							
二 知的障害及び精神障害の場合	中学生から18歳未満			障害の区分に対して、上記区分二に同じ。								
	小学生以下			① 肢体障害、知的障害、精神障害及び難病のために、気管切開等により常時、一定の医療的行為が必要とされる場合。具体的には、気管切開をしている場合、人工呼吸器を装着している場合、胃ろう・								
三 児童の場合												

別表 3

		<p>鼻腔により移動支援中を含めた長時間に渡って栄養注入が必要な場合、または、常時酸素吸入が必要な場合</p> <p>② 両上下肢に障害のある、いわゆる全身性障害の場合。具体的には、身体障害者手帳 1 級が交付されている全身性障害の場合（両上肢の障害 1~2 級(脳原性による上肢機能障害の場合は 3 級を含む。)）及び両下肢の障害 1~3 級（体幹機能障害又は脳原性による移動機能障害を含む。）</p> <p>③ 上記区分二の下表の合計点数に、てんかん発作が月 1 回以上である場合は 1 点を、週 1 回以上である場合については 2 点を加えた点数の合計が 8 点以上の場合</p>
四 難病患者の場合		尼崎市自立支援認定調査票の「移動」が「全介助」又は「一部介助」

様式第1号

# 診 断 書

(尼崎市障害者移動支援事業)

年 月 日 生 男・女

【患者氏名】

【患者住所】

【疾病名】

【症状(障害の直接の原因となっている疾病の経過及び投薬内容を含む治療内容等)】

【両上肢及び両下肢の機能障害を有し、かつ屋外での移動が困難で車椅子等が必要か。】

【在宅で療養が可能な程度に症状が安定していて、外出が可能か。】

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

医療機関名

医療機関所在地

担当医師 氏名

印

## 医師の皆様へ

この事業は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病(平成27年厚生労働省告示第292号)の患者で、屋外での移動が困難な障害者等について、外出のための支援を行うことで、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的としています。

難病患者等につきましては、治療方法が確立していない疾患に罹患し、症状が変化し進行する等の特徴があるため、「尼崎市障害者移動支援事業」を利用される際には、本制度の主旨をご理解のうえ、診断書の必要事項欄にご記入くださるようお願いいたします。

※なお、この事業に関する問い合わせは保健所健康増進課へ

電話 06-4869-3053

【疾病名】